

財経第 270 号  
平成 17 年 11 月 21 日

財団  
法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

損  
保  
法  
生  
命  
保  
險  
協  
会  
経  
理  
部  
会  
部  
会  
長  
梅  
原  
真

実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」  
実務対応報告公開草案第 17 号（実務対応報告第 1 号の改正案）  
「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 17 年 10 月 19 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬白

(別紙1)

実務対応報告公開草案第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の  
会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

○ Q3-A1 (なお書き)

社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合に関して、①または②が「募集事項に記載されている場合である。」とあるが、より趣旨を明確にする観点から「募集事項に照らして明らかな場合である。」としていただきたい。

(理由)

- ・公開草案では社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合の例示が挙げられているが、この場合とは、すなわち、募集事項が①または②と記載されていることではなく、①または②の状態にあることと考えられる。
- ・なお、会社法は、発行者が新株予約権の取得および社債の繰上償還を行うこととする場合(②に該当)には募集事項にその旨を記載することを求めているが、行わないこととする場合(①に該当)にはその旨を記載することまでは求めていないものと解釈される。

(参照条文)

会社法 第236条第1項第7号、第238条第1項第1号、  
第676条第1項第4号

以 上

実務対応報告公開草案第17号（実務対応報告第1号の改正案）  
「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」  
に対する意見

○ Q2-A2(2)

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の経済的実質が以前の転換社債と同一であると考えられるための条件である、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合に関して、①または②が「社債要項等に記載されている必要がある。」とあるが、より趣旨を明確にする観点から「社債要項等に照らして明らかである必要がある。」としていただきたい。

(理由)

- ・ 公開草案では社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている場合の例示が挙げられているが、この場合とは、すなわち、社債要項等が①または②と記載されていることではなく、①または②の状態にあることと考えられる。
- ・ なお、商法は、発行者が新株予約権の取得および社債の繰上償還を行うこととする場合（②に該当）には社債要項等にその旨を記載することを求めているが、行わないこととする場合（①に該当）にはその旨を記載することまでは求めているものと解釈される。

(参照条文)

商法 第341条の3第1項第4号、第5号

以上